

長崎労働局発表

平成28年4月4日（月）

厚生労働省長崎労働局
職業安定部職業対策課

職業対策課長 桑野 栄一
課長補佐 糸山 厚
地方障害者雇用担当官 桐谷 泰功
電話 095-801-0042（内線 437）

精神科医療機関とハローワークの連携による 就労支援モデル事業を実施

1 モデル事業実施の趣旨・目的

精神障害者の雇用促進については、平成30年度から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、精神障害者が法定雇用率算定基礎の対象となるなど、各関係支援機関と連携して一層の支援強化を図っていく必要があります。

特に、精神障害者の雇用促進のためには、関係機関である精神科医療機関との連携体制を構築することが不可欠です。

このため、長崎労働局は、長崎公共職業安定所と次の精神科医療機関との間で協定を締結し、平成28年度より精神障害者に対する就労支援を実施します。

【連携先医療機関】

- ① 医療法人 志仁会 西脇病院（長崎市桜木町3-14）
- ② 医療法人 厚生会 道ノ尾病院（長崎市虹が丘町1-1）
- ③ 医療法人 清潮会 三和中央病院（長崎市布巻町165-1）
- ④ 医療法人 友愛会 田川療養所（長崎市錦2丁目1-1）

2 モデル事業の実施内容 【別添資料参照】

精神科医療機関の就労支援プログラムを終了した求職者に対して、ハローワークが中心となって実施する「チーム支援事業」を活用し、就職から職場定着まで一貫した支援を以下のとおり実施します。

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練のあっせん等
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 医療機関とハローワークの担当者によるケース会議の開催
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ①就労支援プログラムを実施。
- ②支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ③事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク



事業責任者（HW統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施